

座間味村 GIGA スクールサポーター配置委託業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「座間味村 GIGA スクールサポーター配置委託業務」に係る契約の優先交渉権者となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2 本業務の概要

(1) 本業務の名称

座間味村 GIGA スクールサポーター配置委託業務

(2) 業務内容

別紙「座間味村 GIGA スクールサポーター配置委託業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、選定された受託者の企画提案内容に応じて、座間味村と受託者との協議により決定する。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 座間味村立小中学校 6校 及び 座間味村教育委員会

(5) 提案上限額

3,688,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

提案上限額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 スケジュール

	項目	日程
1	プロポーザル実施要項等公開	11月24日（火）
2	実施要項等に関する質問受付	11月24日（火）～12月4日（金）17時まで
3	実施要項等に関する質問回答	12月7日（月）
4	企画提案参加申込書提出受付期限	12月9日（水）
5	企画提案書、見積書提出受付期限	12月9日（水）17時まで 原本必着
7	プレゼンテーション及び審査	12月16日（水）
8	審査結果の通知 電子メール及び文書にて通知	12月18日（金）まで【予定】
9	本契約締結	審査後速やかに

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす法人（共同企業体の場合は構成する企業全て）とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な専門的知識及び業務経験を有する者を従事させるとともに、座間味村教育委員会との事務調整、納品等が、迅速・適切に行うことができる体制を構築できること。
- (2) 過去3年以内に座間味村へパソコン納入またはネットワーク保守、類似業務の実績を有すること。
- (3) 国及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。

5 配布資料

配布資料は次のとおりとする。

- (1) 座間味村 GIGA スクールサポーター配置委託業務公募型プロポーザル実施要項（本要項）
- (2) 委託業務仕様書
- (3) プロポーザル提出書類作成要領
- (4) 各種様式

6 提出書類及び提出期間等

- (1) 提出書類及び作成要領
別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおりとする。
- (2) 提出期限
令和2年12月9日(金)17時まで
- (3) 提出方法等
ア 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期間内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から12時、13時から17時
企画提案参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

イ 企画提案

提出期限 令和2年12月9日(金)17時まで

提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

	提出書類	様式等	提出部数
1	会社概要	様式3号	6部
2	受託業務実績	様式4号	6部
3	企画提案書	様式5号	6部
4	見積書	様式6号	6部
5	業務実施体制	様式7号	6部
6	誓約書	様式8号	1部
7	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3ヵ月以内に発行されたものの写し	1部
8	納税証明書	国税及び地方税(県税及び市町村税)の未納 のない証明書	1部

ウ 提出先

座間味村教育委員会 GIGA スクール構想担当

7 プロポーザルに関する質問、回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 質問の受付期限

令和2年12月4日(水)17時まで

(2) 質問方法

質問書(様式7)により、電子メールで提出するものとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。また、送信後は必ず電話連絡を行い、受信確認をすること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとする。

件名：座間味村 GIGA スクールサポーター配置委託業務公募型プロポーザルについて
(会社名)

提出先

送信先 gakkou@vill.zamami.lg.jp

「座間味村 GIGA スクール構想担当 宛」

質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、全ての質問を集約し令和2年12月7日(月)までに参加意思を表明した者にメールにて行う。ただし、質問内容が、質問者の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

8 審査及び評価

選定委員会において、提出された書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約の優先交渉権者を選定する。なお、プレゼンテーション審査及び選定委員会は、非公開とする。

(1) プレゼンテーション審査

次に掲げる日程等で、プレゼンテーション審査を実施する。ただし、時間、場所については、応募件数等を考慮し、その詳細を参加者へ後日連絡する。

ア 日時

令和2年12月16日(水)

イ 場所 座間味村役場

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、1者当たり30分の持ち時間（提案内容説明20分、質疑応答10分）とする。

(イ) プレゼンテーションは、実際に業務を担当する者が行うこと。参加人数は4人以内とする。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とする。なお、プレゼンテーション機材（プロジェクター、スクリーン）は、座間味村が用意するが、パソコンは各自で準備すること。

(エ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料配布等は認めない。

(2) 評価

評価は、提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。審査結果はプレゼンテーション実施月内にすべての提案者に対して文書をもって通知する。同点により優先交渉権者とすべき者が2者以上ある場合は、選定委員会で協議の上、優先交渉権者を選定する。なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

9 契約

審査により選定された最優先高主権者と委託内容に関する協議を行い、速やかに契約を行う。

10 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (6) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合
- (7) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (3) 提出されたプロポーザル関係書類及び審査結果は、本プロポーザルのために使用するものとし、公表しないが、議会等の求めにより公開することがある。
- (4) 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出、差替えは一切認めない。

12 プロポーザル担当課

本プロポーザルの担当課は、以下のとおりとする。

〒901 - 3402

沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

座間味村教育委員会

TEL : 098-987-2153 FAX : 098-987-2252

mail:gakkou@vill.zamami.lg.jp